

# デジタル改革関連法案について



令和3年3月  
内閣官房IT総合戦略室  
デジタル改革関連法案準備室  
総務省自治行政局



# デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

1

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化~
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

## IT基本法の見直しの考え方

### IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化  
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

### どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

### デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

### 役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

### 国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

## デジタル庁（仮称）設置の考え方

### 基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

### デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

### デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足



# デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通する**データ**の**多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

## デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び**施策の策定に係る基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委員会に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

## デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。デジタル大臣のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在**を国民が確認できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等



## 趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

## 概要

## 1. デジタル社会の定義

「**デジタル社会**」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、**先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用**することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

## 2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、**ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等**の基本理念を規定する。

## 3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、**国、地方公共団体及び事業者の責務等**を規定する。

## 4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、**多様な主体による情報の円滑な流通の確保**（データの標準化等）、**アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報保護等のために必要な措置が講じられるべき旨**を規定する。

## 5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより**内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画**を作成する。

## 6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

**高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止**するほか、関係法律の規定の整備を行う。

## 7. 施行期日

令和3年9月1日



| <p>基本理念<br/>(デジタル社会の形成についての基本理念)</p>   | <p>施策の策定に係る基本方針<br/>(デジタル社会の形成に必要な施策の基本事項)</p>   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現 3条</li> <li>■ 地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況等の要因に基づく機会の格差の是正 8条</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 世界最高水準の情報通信ネットワークの形成 21条                             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 多様な主体による情報の円滑な流通の確保 22条<br/>(情報交換システムの整備、データの標準化、外部連携機能の整備等)</li> <li>• アクセシビリティの確保 23条</li> <li>• リテラシー向上のための教育及び学習の振興 24条</li> <li>• デジタル社会の発展を担う人材の育成 25条</li> </ul> </li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済構造改革の推進、産業国際競争力の強化 4条</li> <li>■ ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現 5条</li> <li>■ 活力ある地域社会の実現 6条</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済活動の促進(規制の見直し、情報の活用に関する取引の円滑化のための環境整備) 26条</li> <li>• ネットワーク・情報の利活用による企業経営の高度化・生産性の向上 27条</li> <li>• 国民生活の利便性の向上(多様なサービスの開発・提供の促進、テレワークの推進等) 28条</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政と民間との役割分担 9条<br/>(民間が主導的役割を担い、行政は環境整備を中心とした施策を実施する)</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政の情報システムの共同化・集約(地方公共団体によるクラウド利用のための国による環境整備等) 29条</li> <li>• 行政における個人番号の利用範囲の拡大 29条</li> <li>• 国民による行政が保有する情報の活用(オープンデータの推進) 30条</li> <li>• 公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の整備 31条</li> <li>• 公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上 32条</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 7条</li> <li>■ 個人及び法人の権利利益の保護等 10条</li> <li>■ 情報通信技術の進展への対応 11条</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• サイバーセキュリティの確保、情報通信ネットワークの災害対策、個人情報等の保護等 33条</li> <li>• 国際的な協調・貢献(信頼性のある自由なデータ流通の確保(DFFT)等) 34条</li> <li>• 情報通信技術の研究開発及び実証の推進 35条</li> </ul>   |



## 趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

## 1. 内閣にデジタル庁を設置

## 2. デジタル庁の所掌事務

## (1) 内閣補助事務

・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

## (2) 分担管理事務

- ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用にすること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務
- ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

## 3. デジタル庁の組織

(1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。

(2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。

(3) 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。

(4) 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。

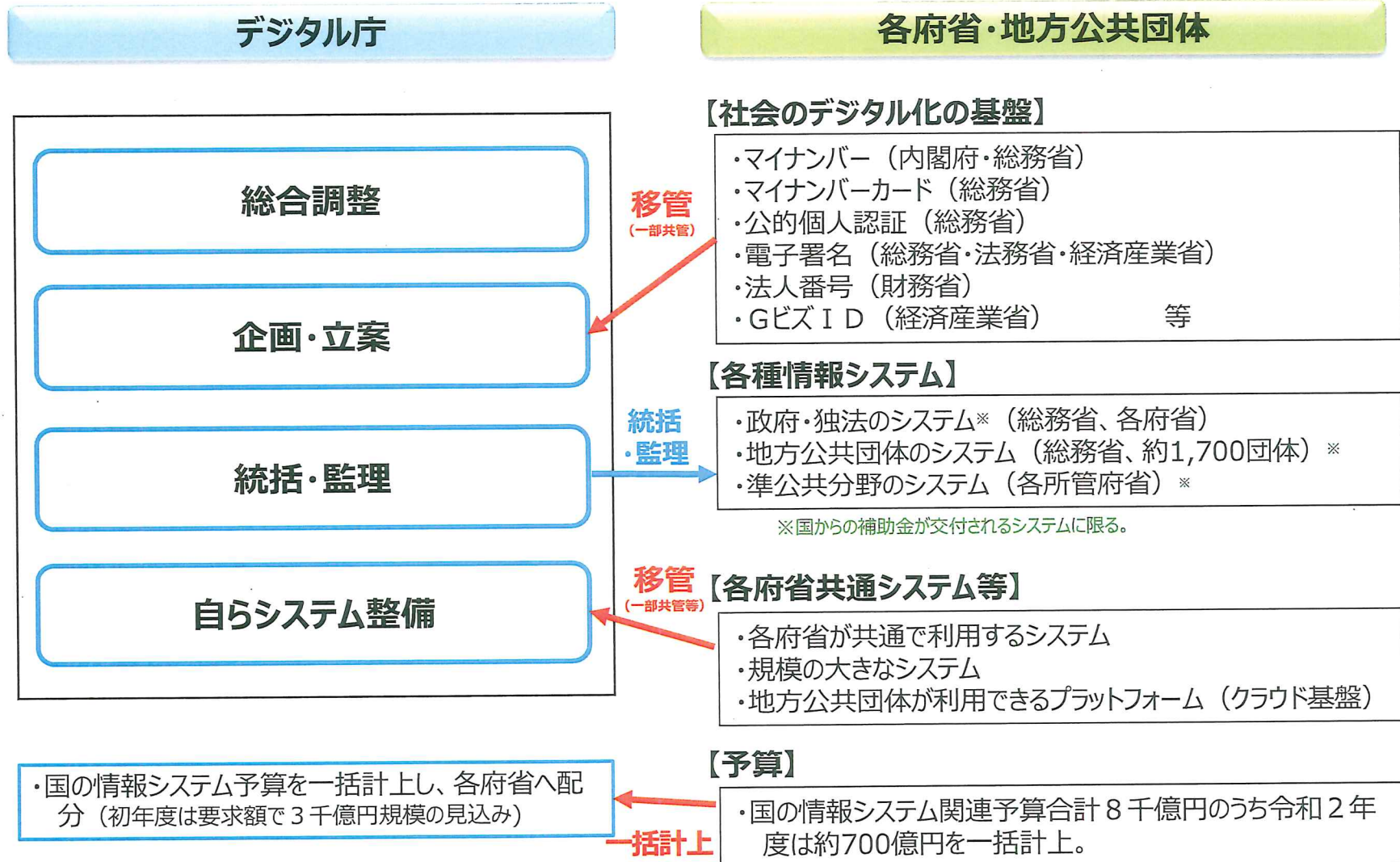
## 4. 施行期日等

(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。



## (参考) デジタル庁の業務/予算のイメージ





# (参考) 令和3年度予算における一括計上対象システム等一覧

## 【デジタル庁システム (30システム)】

(内閣官房)  
 Web会議環境等  
 国家資格管理アプリケーション (※)  
 統合中間サーバ (※)  
 情報システム資産管理の在り方研究 (※)

(人事院)  
 人事・給与関係業務情報システム

(内閣府)  
 被災者生活再建支援制度データベース  
 情報提供等記録開示システム  
 サービス検索・電子申請機能等システム

(総務省)  
 電子政府利用支援センター  
 政府共通プラットフォーム  
 文書管理システム  
 電子政府の総合窓口システム  
 共通情報検索システム  
 政府認証基盤  
 政府共通ネットワーク  
 電子掲示板システム  
 オンライン研修システム  
 国家公務員身分証共通発行管理システム  
 データカタログ  
 情報提供ネットワークシステム  
 調達総合情報システム  
 電子調達システム  
 調達ポータル  
 マイキープラットフォーム関連システム  
 研修LANシステム

(経済産業省)  
 旅費等内部管理業務共通システム  
 補助金申請システム  
 法人共通認証基盤  
 法人データ連携基盤

(国土交通省)  
 電子契約システム (工事・業務)

## 【その他】

預貯金口座情報提供等業務交付金  
 マイナンバーカード関係システム事業費補助金

※ 令和3年度予算計上なし  
 (注) 下線は、令和2年度予算において一括計上しているシステム

## 【デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム (60システム)】

(内閣官房)  
GSOCシステム

(人事院)  
 人事院ネットワーク

(内閣府)  
総合防災情報システム  
 内閣府LAN

(警察庁)  
 指掌紋自動識別システム  
 全国的情報処理センター用電子計算機  
 警察総合捜査情報システム  
 警察庁WANシステム

(カジノ管理委員会)  
 REPS連携基盤

(金融庁)  
 金融庁ネットワーク (LAN)

(総務省)  
統計調査等業務に係る各府省共同利用型システム  
 総務省LAN  
 令和2年国勢調査オンライン調査システム

(法務省)  
 登記情報システム  
 法務省統合情報基盤  
 出入国管理システム  
 地図情報システム  
 登記・供託オンライン申請システム  
 検察総合情報管理システム

(外務省)  
 外務省情報ネットワーク・LANシステム  
 領事業務情報システム

(財務省)  
 予算編成支援システム  
国有財産総合情報管理システム  
官庁会計システム  
 歳入金電子納付システム  
 会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム  
 国税総合管理システム (KSKシステム)

国税電子申告・納税システム (e-Tax)  
 国税庁LANシステム  
 国税総合管理システム (オープンシステム)  
 法人番号システム等  
 通関事務総合データ通信システム  
 財務局行政情報化LANシステム  
 通関情報総合判定システム  
 免税販売管理システム  
 確定申告書等作成コーナー

(文部科学省)  
府省共通研究開発管理システム  
 高等学校等就学支援金事務処理システム  
 文部科学省行政情報システム

(厚生労働省)  
食品衛生申請等システム  
 厚生労働省LANシステム  
 厚生労働省統合ネットワーク

(農林水産省)  
 一元的な輸出証明書発給システム  
 農林水産省行政情報システム

(経済産業省)  
 中小企業支援プラットフォーム  
 経済産業省基盤情報システム

(国土交通省)  
 国土交通省行政情報基盤システム等  
 気象資料総合処理システム  
 数値解析予報システム  
 電子入札システム

(環境省)  
 環境省ネットワークシステム  
 原子力規制委員会ネットワークシステム

(防衛省)  
 防衛省中央OAネットワーク・システム  
 陸自業務システム  
 事務共通システム  
 統合気象システム  
 MSIIオープン系システム  
 研究開発支援システム  
 海自造修整備補給システム (オープン系)  
 人事・給与情報システム



## 趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

## 概要

### 個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
  - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
  - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
  - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

### マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
  - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

### マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

#### <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
  - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
  - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
  - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

#### <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
  - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
  - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

### 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

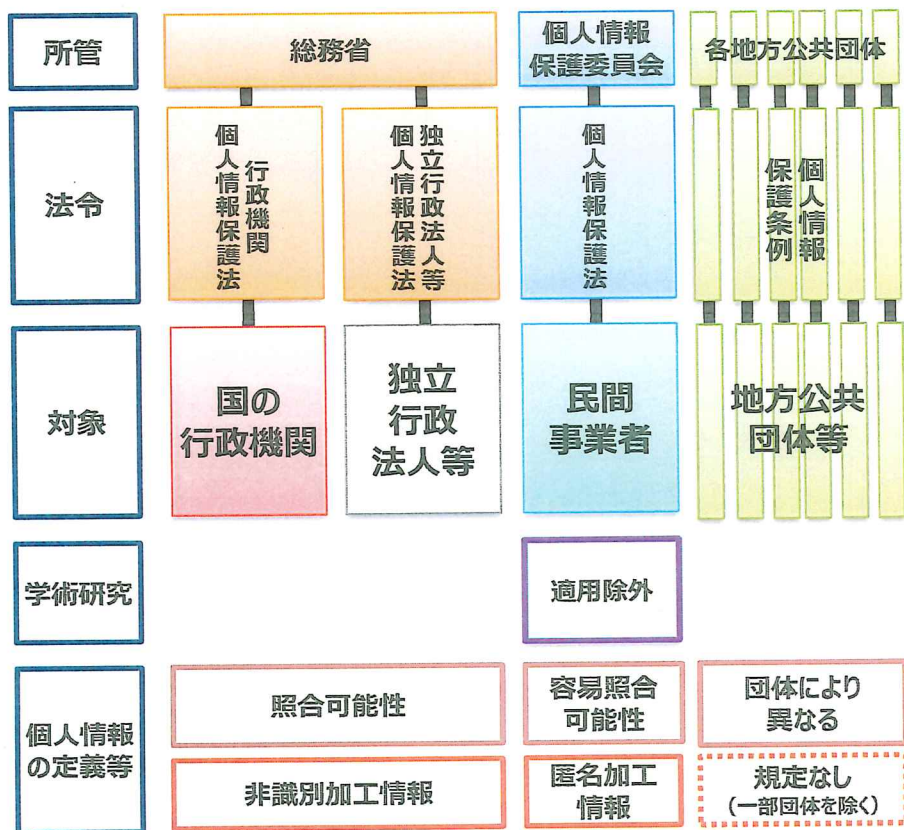
- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）



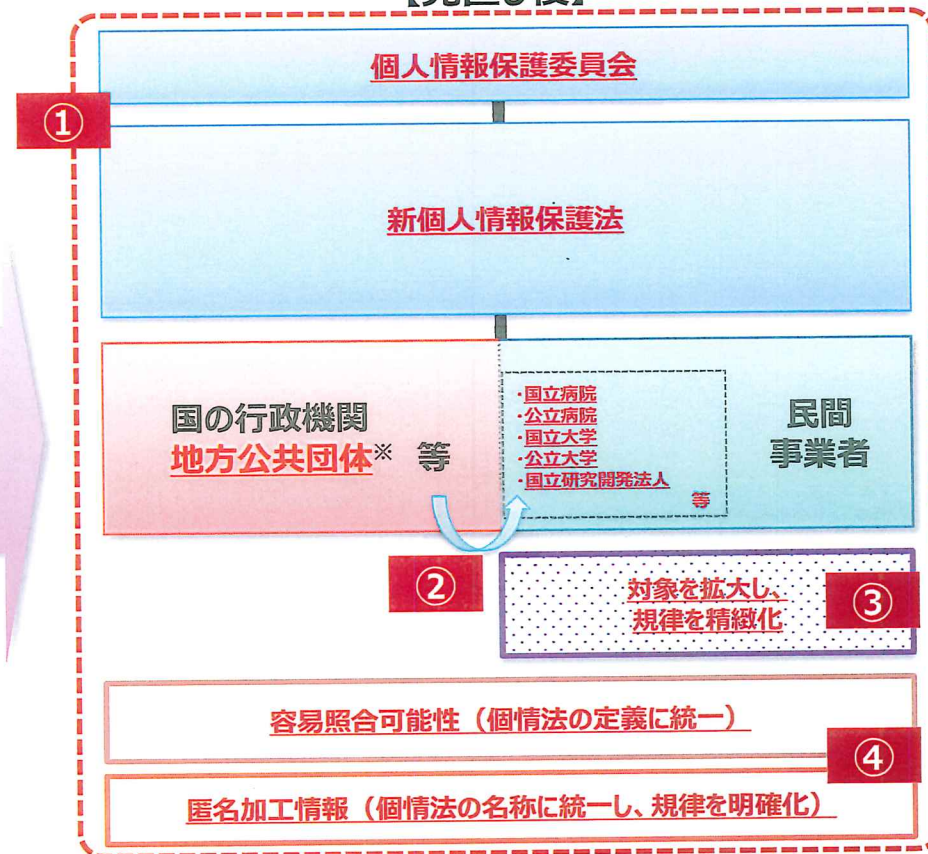
# 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

## 【現行】



## 【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容



- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。

## 【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

### 国の行政機関

### 独立行政法人等

- 国立大学
- 国立病院
- 国立研究機関

## 【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

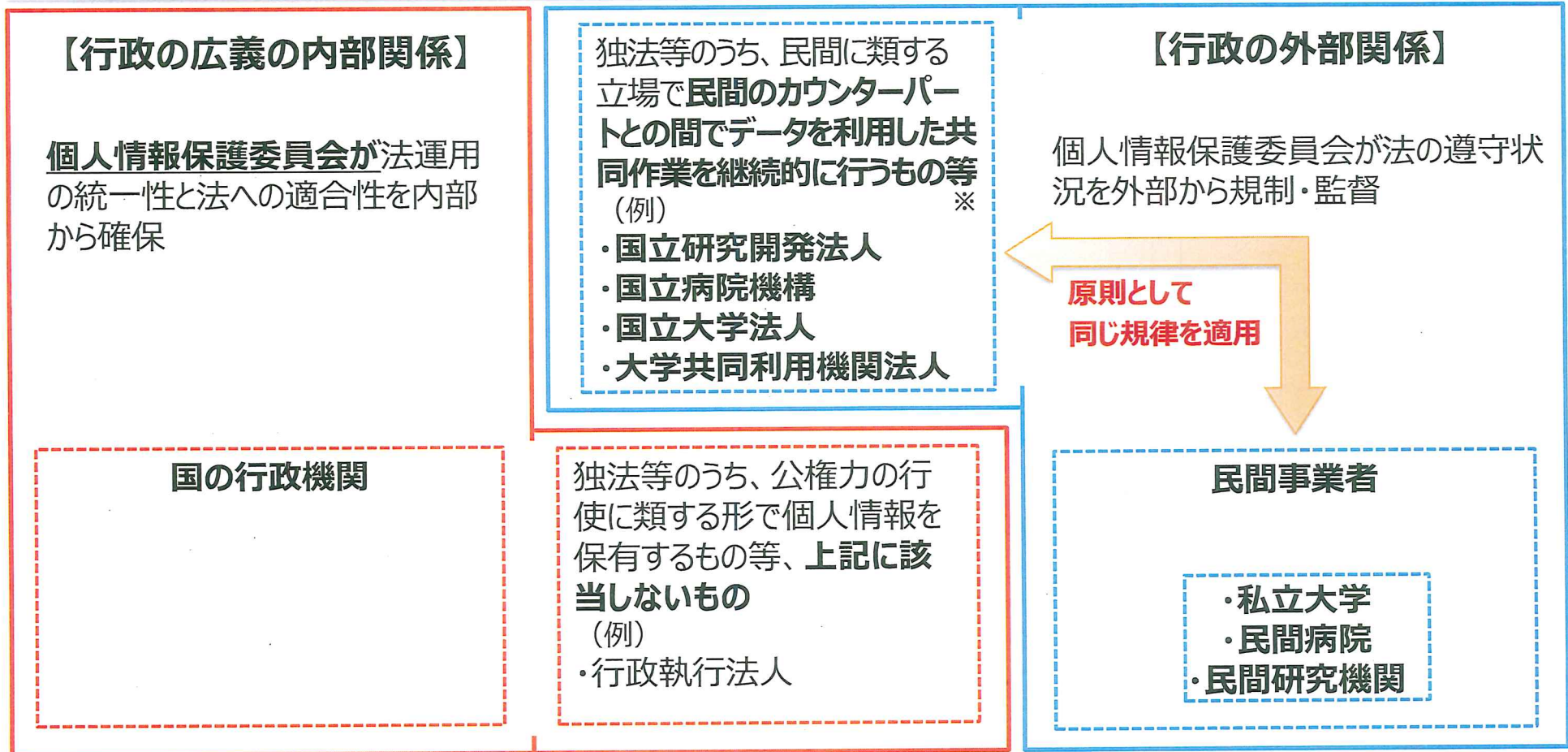
### 民間事業者

- 私立大学
- 民間病院
- 民間研究機関





- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。



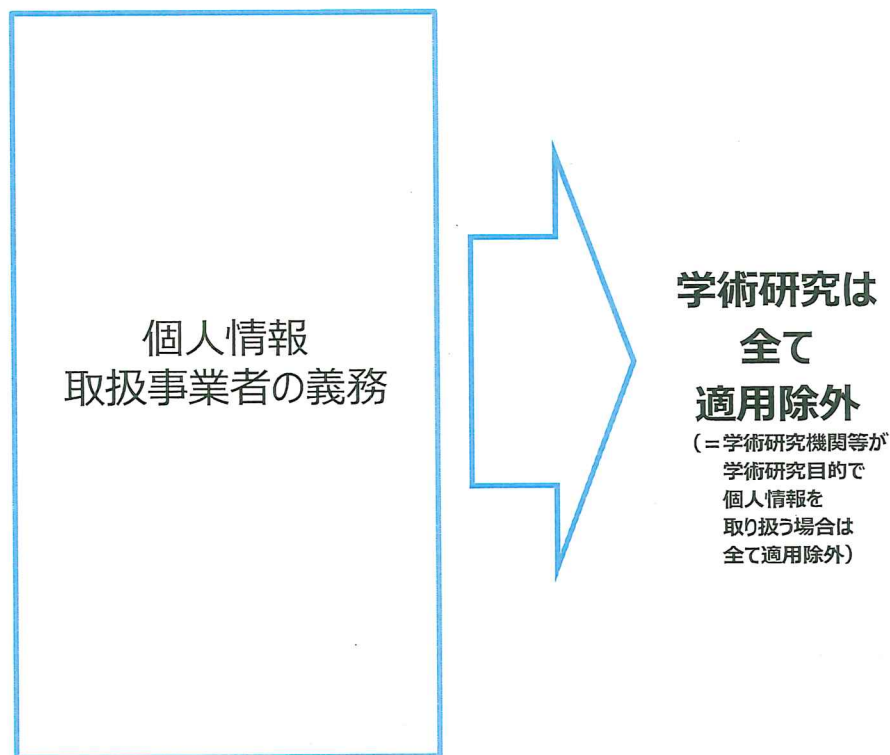
※ これらの独法等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。



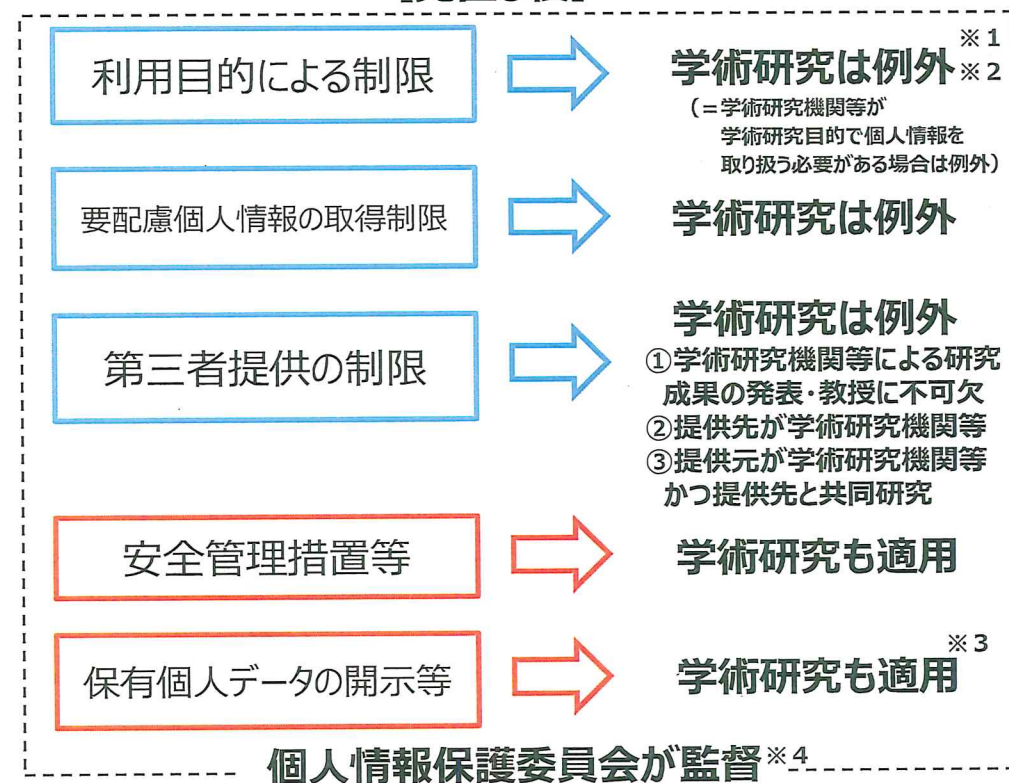
# 学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについてもGDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化する。**
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする。**また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

## 【現行法】



## 【見直し後】



- ※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人等（下線は今回追加されるもの）
- ※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない
- ※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
- ※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用



## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

### 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

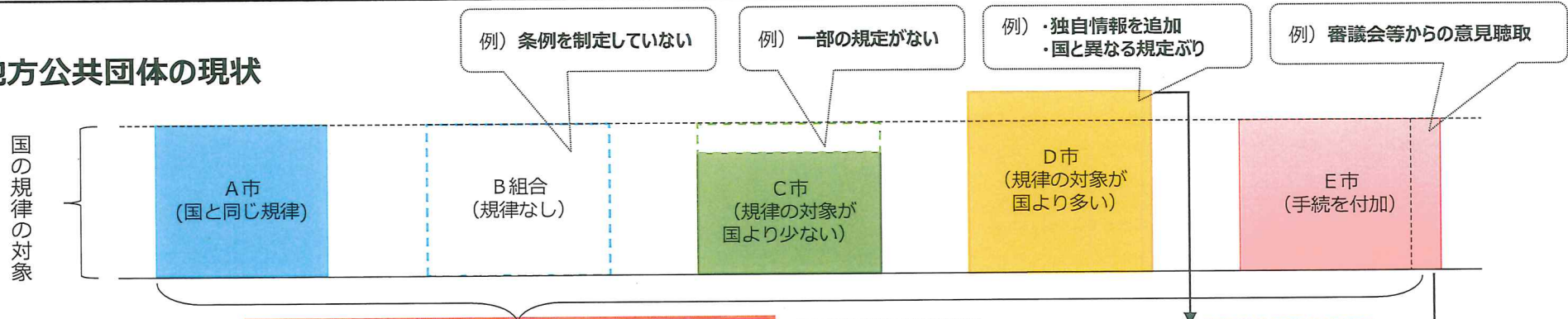
### 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

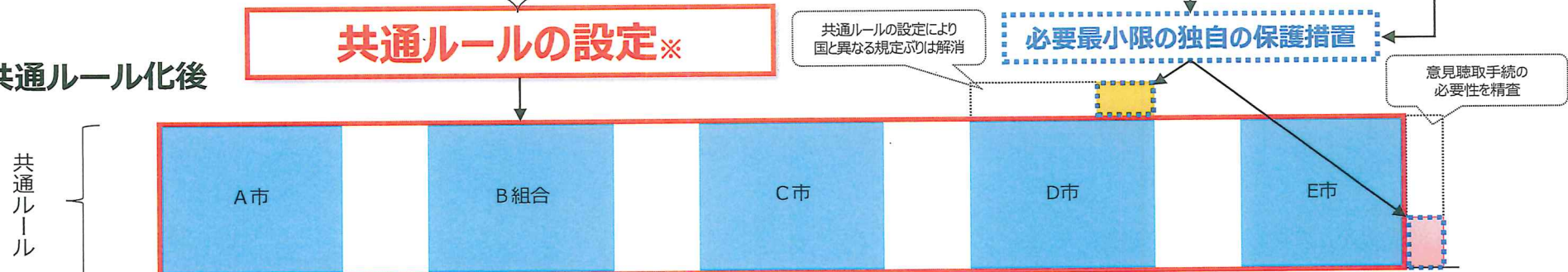
## <改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
  - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
  - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。



## 趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

## 概要

### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用  
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

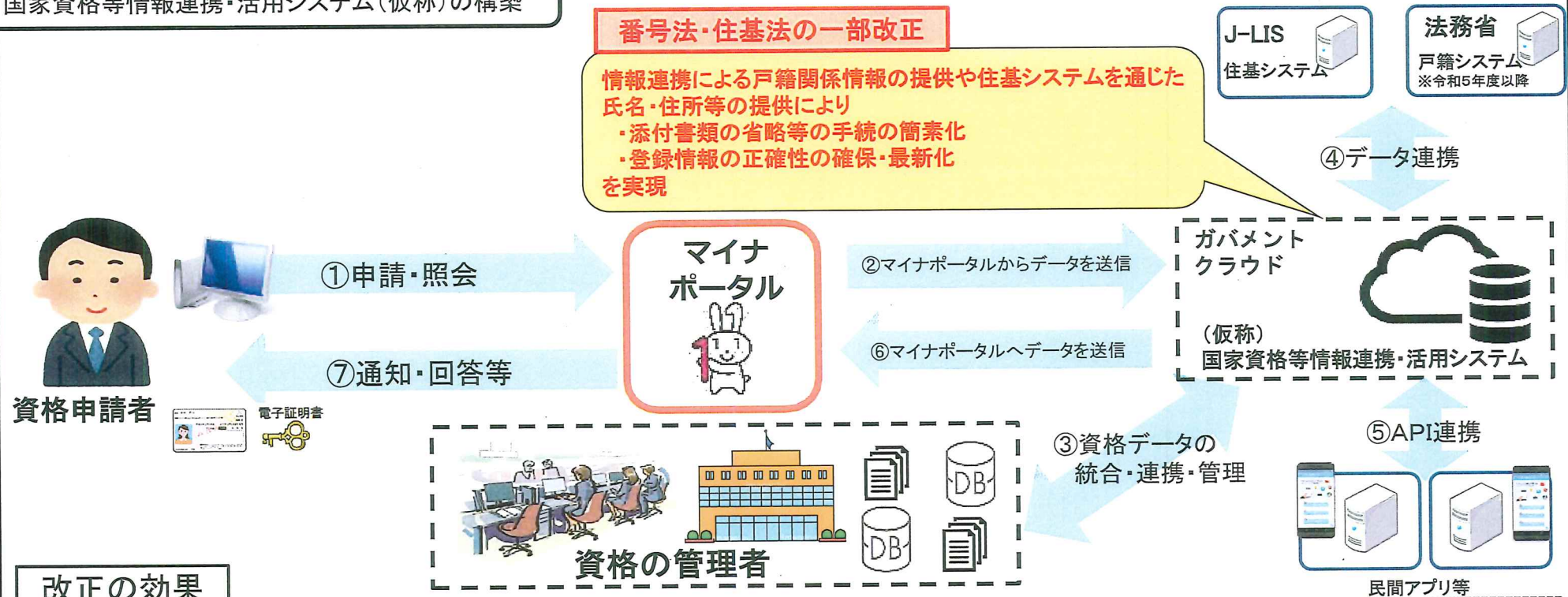


# 国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

## 改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

## 国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



## 改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日:公布の日から4年以内で政令で定める日



税・社会保障・災害等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

|   |       |   |             |   |         |
|---|-------|---|-------------|---|---------|
| ① | 医師    | ⑫ | 言語聴覚士       | ⑳ | 介護福祉士   |
| ② | 歯科医師  | ⑬ | 臨床検査技師      | ㉑ | 社会福祉士   |
| ③ | 薬剤師   | ⑭ | 臨床工学技士      | ㉒ | 精神保健福祉士 |
| ④ | 看護師   | ⑮ | 診療放射線技師     | ㉓ | 公認心理師   |
| ⑤ | 准看護師  | ⑯ | 歯科衛生士       | ㉔ | 管理栄養士   |
| ⑥ | 保健師   | ⑰ | 歯科技工士       | ㉕ | 栄養士     |
| ⑦ | 助産師   | ⑱ | あん摩マッサージ指圧師 | ㉖ | 保育士     |
| ⑧ | 理学療法士 | ㉒ | はり師         | ㉗ | 介護支援専門員 |
| ⑨ | 作業療法士 | ㉓ | きゅう師        | ㉘ | 社会保険労務士 |
| ⑩ | 視能訓練士 | ㉔ | 柔道整復師       | ㉙ | 税理士     |
| ⑪ | 義肢装具士 | ㉕ | 救急救命士       |   |         |



## 従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供

### 改正の背景

- 個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。
- 従業員等は、転籍・退職等により雇用先を変更した場合に、転籍・再就職後の勤務先に対し、改めてマイナンバーを提供しなければならず、国民・事業者の負担が極めて大きいため、見直しを求める要望あり。

### 改正の概要

従業員等の転籍・退職等があった場合において、本人の同意があるときは、転籍・退職前の勤務先から、転籍・再就職した勤務先に、当該従業員等の特定個人情報の提供を可能にする(番号法第19条の改正)。

#### 【現在】



従業員

本人からA社に特定  
個人情報を提供

本人からB社に改めて  
特定個人情報を提供



#### 【改正後】



従業員

本人からA社に特定  
個人情報を提供

本人が転籍後の  
勤務先への特定  
個人情報の提供  
が不要



A社からB社に  
特定個人情報の  
提供を可能

### 改正の効果

従業員等の転籍・退職等があった場合、従業員等が改めて特定個人情報を提供する必要がなくなるため、国民・事業者の負担が軽減される。

施行期日：令和3年9月1日



## 郵便局における電子証明書の発行・更新等関係 改正概要

## 改正の背景

- 電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定が可能な場所の充実に対するニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能とすることとされた。

## 郵便局事務取扱法の一部改正

## 郵便局事務取扱法の概要

1. 法律の趣旨  
郵便局において、住民票の写し等の交付に係る事務を取り扱わせることができるようにするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確実な確保のための措置等を定めているもの。
2. 郵便局取扱事務  
地方公共団体が指定した郵便局は、以下の5つの証明書等に係る事務が可能。  
① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等、② (地方税の) 納税証明書、  
③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書、④ 戸籍の附票の写し、⑤ 印鑑登録証明書  
⇒ 本改正において、郵便局取扱事務に「電子証明書の発行・更新等に係る事務」を追加
3. 地方公共団体において必要な手続  
郵便局の指定に当たり、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。
4. 報告の請求・秘密保持義務等
  - ・ 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告請求や指示が可能。
  - ・ また、一定の場合には、指定した郵便局に対し、指定の取消し等が可能。
  - ・ 指定を受けた郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関し秘密保持義務が課される。
  - ・ 郵便局取扱事務に従事する職員は、罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされる。



市区町村が指定した郵便局窓口においても、電子証明書の発行・更新等※が可能に

※ 法律規定事項ではないが、本改正にあわせ、電子証明書の暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定も可能となる。

施行期日: 公布の日

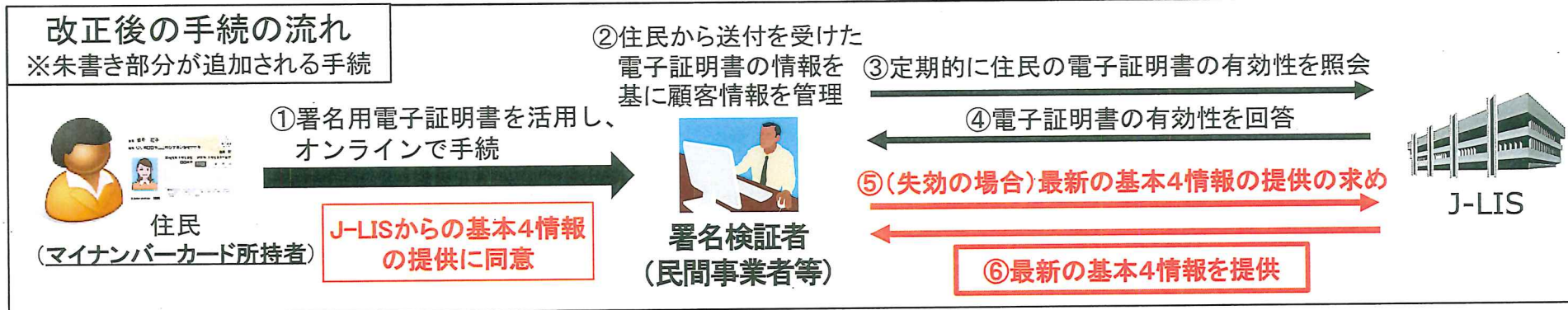


改正の背景

- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者(民間事業者等)の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。



改正の効果

- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日



## 電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

## 改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

## 公的個人認証法の一部改正

電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

## 1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
  - ・ 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
  - ・ 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
  - ・ 電子証明書、秘密鍵・公開鍵（鍵ペア）等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。



## 2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
  - ・ 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。

## 3. 失効管理及び不正利用に対する対策

- 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請（オンライン）を求める規定を整備する。
  - ・ スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
  - ・ 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。

施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日



## 転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

### 改正の背景

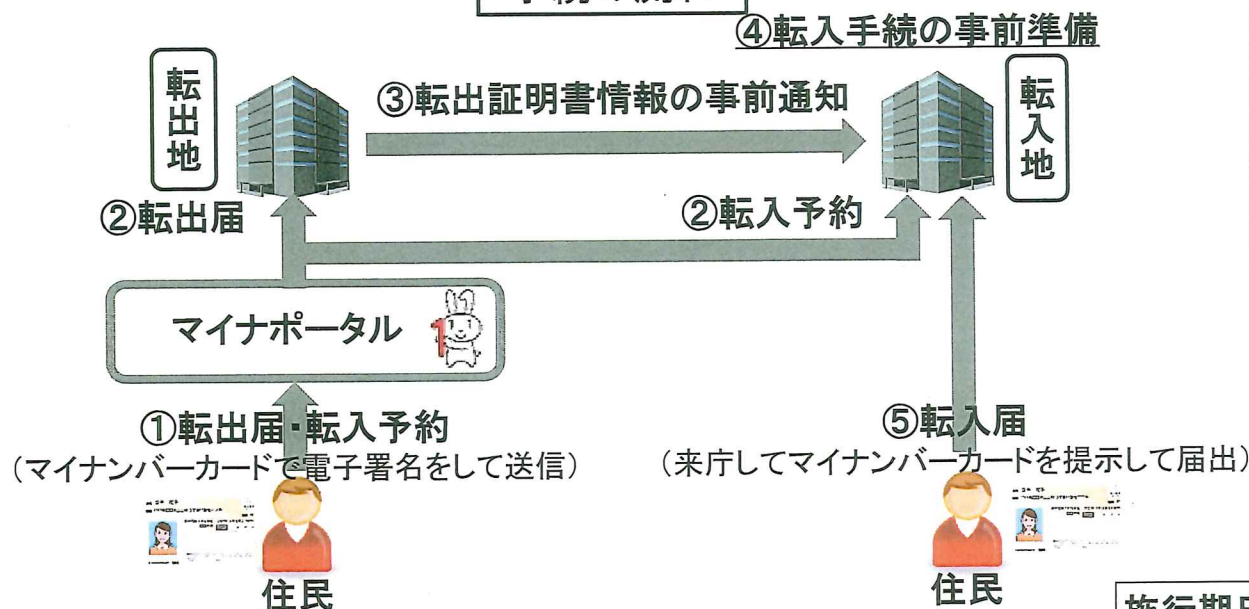
- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが<sup>(※)</sup>、住民の来庁負担の軽減や転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

### 住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

#### 手続の流れ



#### 制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉  
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉  
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日



## マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化関係 改正概要

## 改正の背景

- マイナンバーカード・電子証明書は、デジタル政府・社会を支える基盤となるものであり、国の責任において、システムの安定性をさらに高めていく必要。
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)等において、現在、市区町村からの委託を受けてマイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を、地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを抜本的に強化することとされた。

## 番号法の一部改正

- J-LISをマイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付け。
- マイナンバーカードや電子証明書に関する事務(個人番号カード関係事務)について、主務大臣が目標設定、計画認可、実績評価等を行う。
  - ・ 主務大臣は、実績評価の結果に基づき必要があると認めるときは、個人番号カード関係事務について、改善措置命令を行い、命令違反の場合は、理事長の解任を求め、解任されない場合には主務大臣が直接解任。
- 国は、J-LISに対し、個人番号カード関係事務に係る財源措置を行う。

## J-LIS法の一部改正

- 理事長の任命や予算の議決等を行う代表者会議の委員に主務大臣又はその指名する職員を加える。
- 理事長・監事の任免は主務大臣が認可。
- デジタル基盤改革支援基金の設置・区分経理等の規定を整備。

## 公的個人認証法の一部改正

- 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。



J-LISを国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換。  
マイナンバーカード・電子証明書に関する事務について、国の関与と責任を明確化。

施行期日：令和3年9月1日



- **押印・書面**に係る制度を見直すため、**デジタル社会形成関係法律整備法**の中で、**48法律を一括改正**。
- これにより、国民の**利便性の向上**及び**負担の軽減**を図る。

## 1. 押印の見直し (22法律) \*6法律は「書面」と重複

□ **押印**を義務付ける規定につき**本人確認・意思確認**等の観点から横断的に検討を行い、**見直すこととされたものうち、法律に根拠を有するものを対象とする**。

(参考1) 廃止するものの例

【行政手続】戸籍の届書への押印

【民間手続】設計図書への押印、監査報告書への押印

※民間手続は国民の実態や要望を踏まえて廃止すべきものを対象

(参考2) 存続するものの例

【行政手続】商業・法人登記申請、相続税申告における押印

【民間手続】定款への発起人の押印、取締役会議事録への押印

### (改正イメージ)

| 現行                                    | 改正案                                 |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 第A条 ○○が、これに署名し、 <u>印をおさなければならない</u> 。 | 第A条 ○○が、これに署名し<br><u>なければならない</u> 。 |

## 2. 書面の見直し (32法律) \*6法律は「押印」と重複

□ **当事者の承諾がある場合に**、書面の交付に代わり**電磁的記録による提供を可能とする**。

□ 原則として**技術的な改正**で足りるものが**対象**。

(参考1) 対象とするものの例

宅地建物の売買契約に係る重要事項説明書、受取証書

(参考2) 対象としないものの例

消費者による契約解除の申込み、信用金庫法等における書面による役員解任請求

※消費者・弱者保護や紛争予防の観点等から書面とすることに意義が認められるものは対象としない。

### (改正イメージ)

| 現行                                    | 改正案   |
|---------------------------------------|---|
| 第A条 □□は、書面により交付しなければならない。<br><br>(新設) | 第A条 (略)<br><br>2. □□は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することができる。この場合において、□□は同項の書面を交付したものとみなす。 |

### 《施行期日》

- 令和3年9月1日 (一部については、公布から1年以内)



公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとする。また、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

### 1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

### 2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

### 3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

#### (1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は

②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) **マイナンバーを利用した管理** 行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用して管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案の概要

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、**預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度**を創設する。

### 1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

- (1) **金融機関に対する申出等**
- ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
  - ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。
- (2) **預金保険機構による通知等**
- ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
  - ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
  - ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

### 2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

- ・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
- ・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

### 3. 預金保険機構の業務の特例等

- ・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

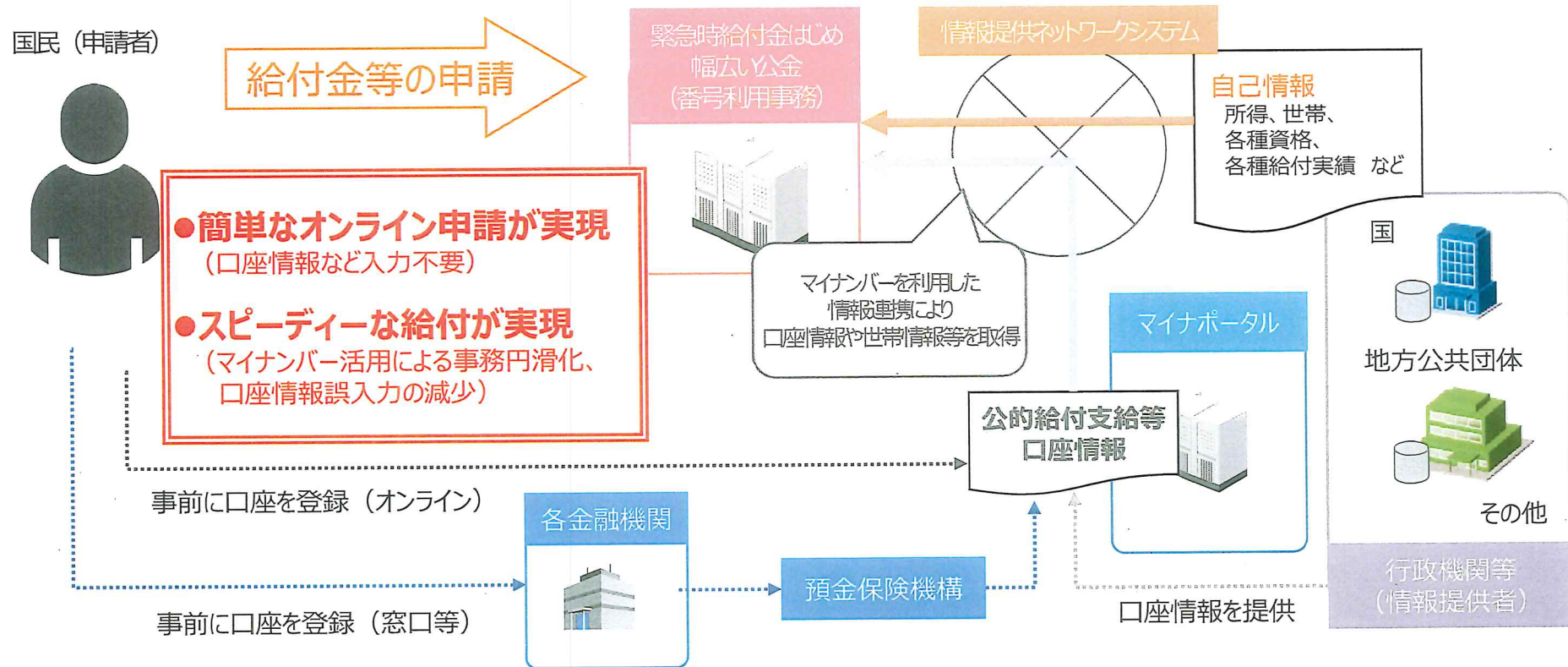


預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。  
 行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

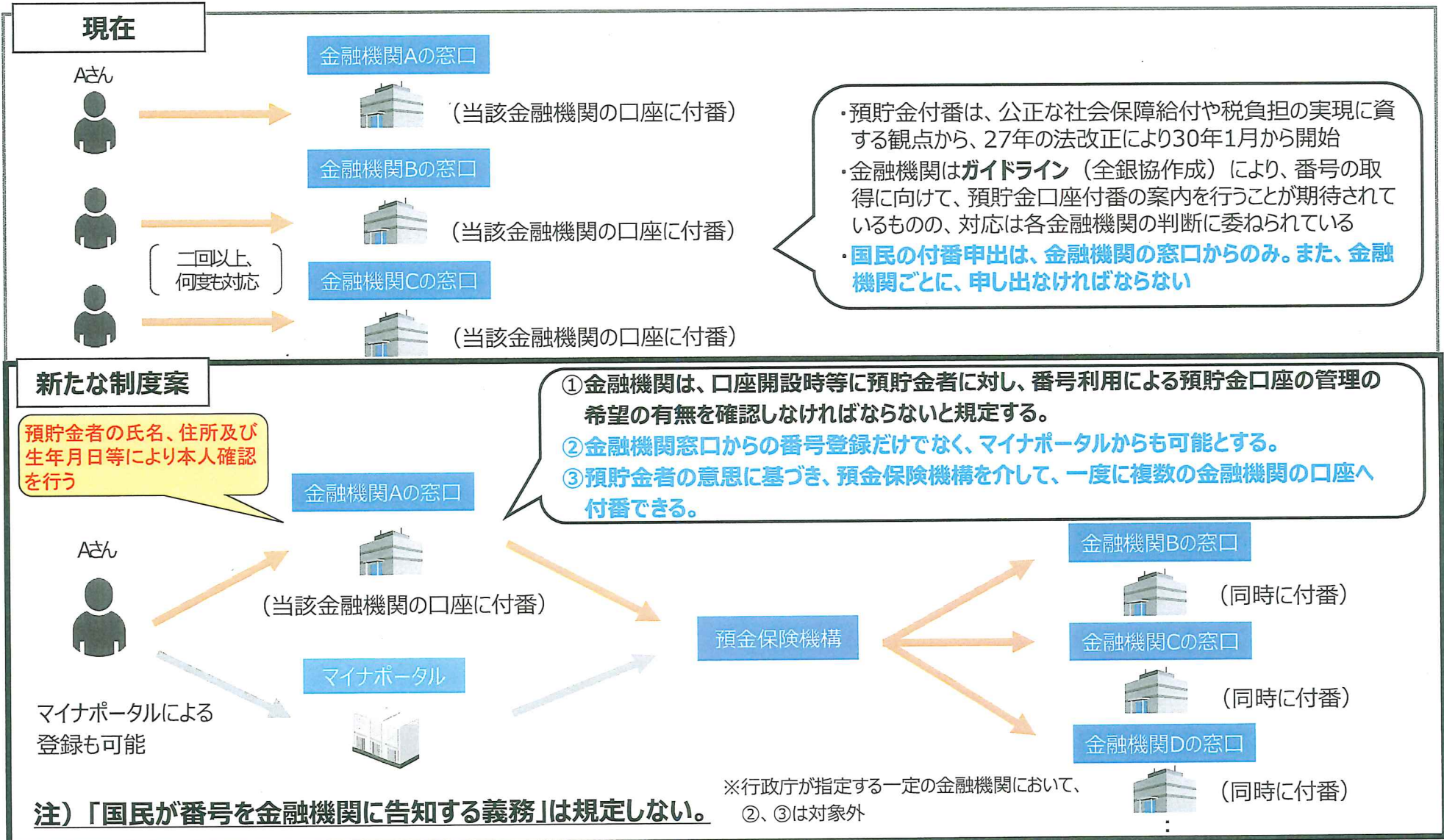
口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。（68の事務）

登録制度のイメージ





預貯金者の意思に基づくことを前提とし、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する



・預貯金付番は、公正な社会保障給付や税負担の実現に資する観点から、27年の法改正により30年1月から開始  
 ・金融機関はガイドライン（全銀協作成）により、番号の取得に向けて、預貯金口座付番の案内を行うことが期待されているものの、対応は各金融機関の判断に委ねられている  
 ・国民の付番申出は、金融機関の窓口からのみ。また、金融機関ごとに、申し出なければならない

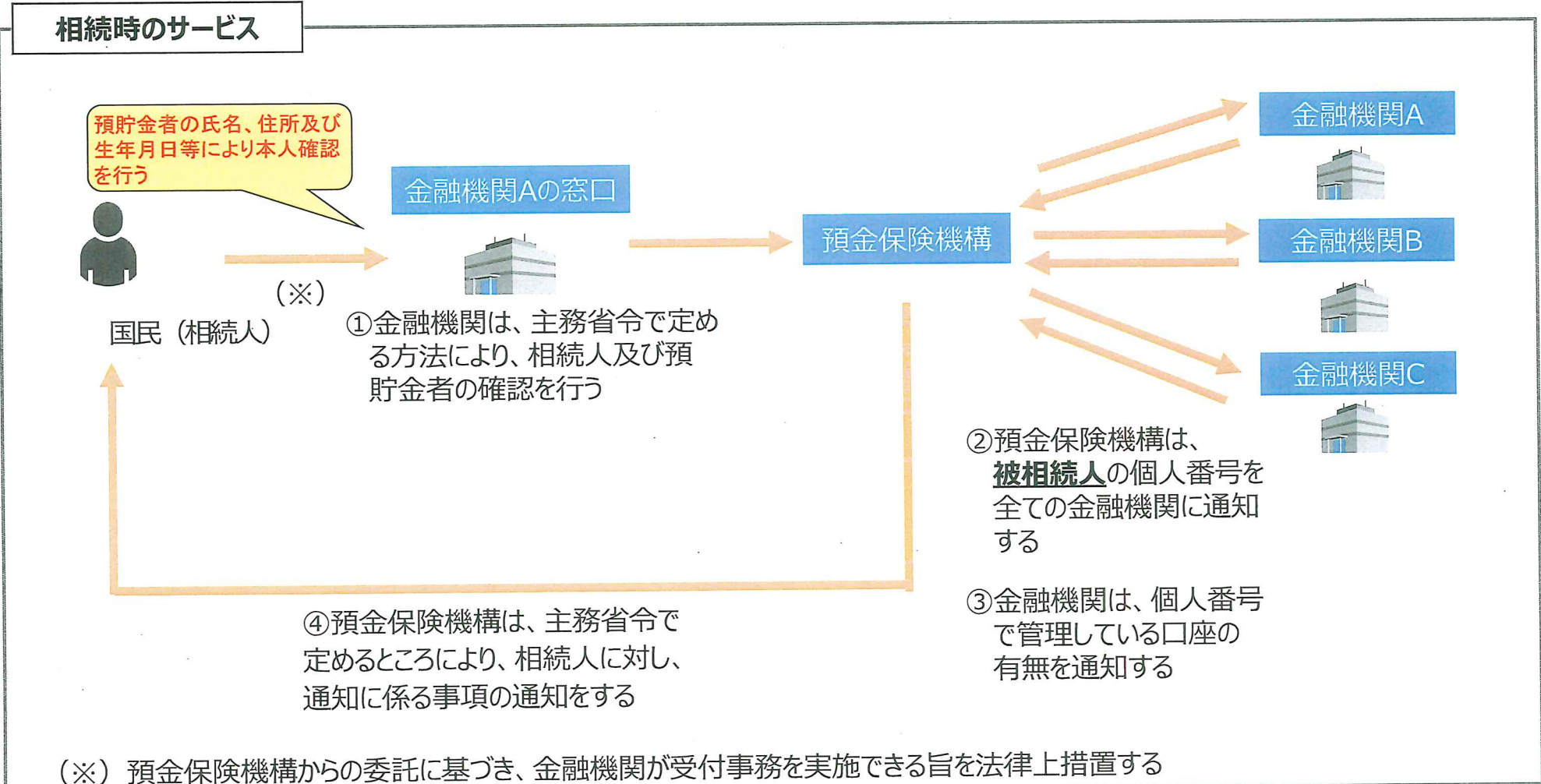
①金融機関は、口座開設時等に預貯金者に対し、番号利用による預貯金口座の管理の希望の有無を確認しなければならないと規定する。  
 ②金融機関窓口からの番号登録だけでなく、マイナポータルからも可能とする。  
 ③預貯金者の意思に基づき、預金保険機構を介して、一度に複数の金融機関の口座へ付番できる。

**注) 「国民が番号を金融機関に告知する義務」は規定しない。**



**災害時又は相続時**に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、**当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組み**を創設することにより、**預貯金者の利益の保護を図ることができる**

相続時のサービス



**注) 災害時においても、同様の仕組みを利用し、被災者の口座所在を確認できるようにする**

※行政庁が指定する一定の金融機関  
においては対象外



## 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

## 概要

### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

### ⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日



# デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

## 別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）（抜粋）

### IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -

|                                       | 2020年度<br>(令和2年度)<br>1~3月                       | 2021年度<br>(令和3年度)             | 2022年度<br>(令和4年度)                                   | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度)  |
|---------------------------------------|---|-------------------------------|---|-------------------|-------------------|--|
| 「(仮称) Gov-Cloud」<br>の整備               | 国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用              |                               |   |                   |                   |  |
|                                       | 国以外の活用に向けた具体的な対応方策や課題等の検討<br>先行事業（地方公共団体分、一部稼働） |                               |   |                   |                   |  |
| 「(仮称) Gov-Cloud」<br>の提供（地方公共団体<br>関係） | 「(仮称) Gov-Cloud」提供                              |                               |   |                   |                   |  |
|                                       | 標準化<br>（共通要件、機能要件<br>の基準）                       |                               |   |                   |                   |  |
|                                       | 標準準拠システムの開発                                     |                               | 標準準拠システム開発<br>（「(仮称) Gov-Cloud」<br>上でのサービス<br>提供前提） |                   |                   |  |
|                                       | 地方公共団体  |                               |   |                   |                   |  |
|                                       |   | 「(仮称) Gov-Cloud」利用地方公共団体 順次拡大 |   |                   |                   | 標準準拠システムへの移行（※）<br>（地方公共団体は「(仮称) Gov-Cloud」を活用し、<br>標準準拠システムを利用） |

※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。



## 第2 地方行政のデジタル化

### 3 取組の方向性

#### (2)地方公共団体の情報システムの標準化

**住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システム**は、地方公共団体の情報システムの中でも重要な位置を占め、維持管理に加え、制度改正等における地方公共団体ごとの個別対応による負担が大きい。自治体クラウドによる共同利用を進めるに当たっては、団体間の情報システムの差異の調整が求められる。また、地方公共団体の枠を越えて活動する住民や企業の利便性の観点からは、団体ごとに規格等が異なると利便性を妨げる。さらに、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、標準的機能を各地方公共団体のシステムが保有していることが望まれる。こうしたことから、**標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められる。**

また、法令でほとんどの事務が定められており、観光、産業等の分野と比べて創意工夫の余地が小さいと言える。

そこで、基幹系システムについては、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、**システムの機能要件やシステムに関する様式等について、法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすべきである。**

具体的には、

- ・標準の設定に当たっては、国は、地方公共団体間の調整の負担を軽減するため、地方公共団体や事業者の意見を踏まえた標準を設定し、地方公共団体は、システムや業務処理の実態を標準に反映させるとともに、一部の団体の創意工夫によるシステムの機能改善等を他の団体にフィードバックできるようなプロセスを設けること
- ・標準を設定する対象事務の範囲については、標準化の目的や様々な種類の事務がシステム上一体的に処理されている実態を踏まえ、標準化の効果が見込め、地方公共団体に標準化のニーズがある事務を対象とすること
- ・対象事務の所管府省が複数にまたがる場合、分野横断的な事項をはじめとする府省間の調整が適切に行われること
- ・システムの標準化に伴う業務プロセスの標準化に当たっては、団体規模による差異とともに、業務の内容や組織のあり方について地方公共団体が有する自主性に配慮すること
- ・標準を設定する主たる目的が、住民等の利便性向上や地方公共団体の負担軽減であることを踏まえ、地方公共団体が、合理的な理由がある範囲内で、説明責任を果たした上で標準によらないことも可能とすること

が必要である。